

## 高知県知事免許宅地建物取引業者に対する行政処分について

下記の高知県知事免許業者に、令和2年6月3日付で宅地建物取引業法違反による免許取消処分を行ったので、情報の提供を行います。

### 記

1. 処分をした日  
令和2年6月3日
2. 処分を受けた者  
商号又は名称 有限会社東邦ハウジング  
代表者氏名 片岡 浩  
主たる事務所 高知市小津町4番35号 メゾン東邦2階  
免許証番号 高知県知事(8)第1914号  
有効期間 平成30年10月1日から令和5年9月30日まで
3. 処分の内容  
宅地建物取引業法第66条第1項第3号の規定に基づく、免許取消し。
4. 処分の理由  
法人の取締役が宅地建物取引業法第5条第1項第6号に定める欠格事項に該当することが判明したため。
5. 適用条項又は該当条項  
宅地建物取引業法第5条第1項第6号
6. 根拠条項  
宅地建物取引業法第66条第1項第3号